

日医総研ワーキングペーパー

ペイオフ解禁とその対策

- 医療機関経営の視点から -

No.62

平成 14 年 2 月 19 日

日医総研 原 祐一，森 宏一郎（内線 2204）

ペイオフ解禁とその対策 - 医療機関経営の視点から -

日医総研 原 祐一, 森 宏一郎

キーワード

ペイオフ	預金保険制度
金融機関の倒産	付保預金
定期性預金	名寄せ
決済性預金	相殺規定
仮払制度	公的金融機関

ポイント

平成 14 年 4 月からペイオフが解禁され、金融機関が倒産すると 1,000 万円までの定期性預金とその利息しか保護されなくなります。

平成 15 年 4 月からは、決済性預金についてもペイオフが解禁されます。必ずしも、1,000 万円とその利息だけしか返ってこないわけではありません。破綻金融機関の処理が終わった後、1,000 万円を越える部分も一部返金される場合もあります。

全ての預金が 1,000 万円の保護を受けるわけではありません。付保預金のみが保護の対象です。

1 つの金融機関に複数の預金を持っている場合は、複数の預金口座を合計します。いわゆる「名寄せ」を行います。

1 つの金融機関に預金と借金がある場合は「相殺」出来る場合があります。金融機関が倒産した場合、保護されている 1,000 万円がすぐに返金されるわけではありません。しかし、60 万円までの「仮払」が受けられる場合があります。

診療報酬や補助金からの入金口座もペイオフの対象になり、保護されるのは 1,000 万円とその利息のみです。

目次

本冊子の目的と構成	1
1. 小説風物語：ペイオフ解禁と医療機関経営	1
2. ペイオフ解禁の背景知識	
2-1. なぜ金融機関が倒産するようになったのか？	10
2-2. 取引金融機関が倒産したら...？	11
2-3. メインバンクが倒産したら経営はどうなる？	12
2-4. なぜペイオフが解禁されるのか？	13
3. ペイオフ解禁の知識	
3-1. ペイオフ解禁とは何か？	14
3-2. いつからペイオフが解禁されるのか？	15
3-3. 破綻から預金引継ぎまで	16
3-4. 全ての預金が1,000万円まで保護されるのか？	17
3-5. 預金口座名義の扱い：名寄せとは何か？	18
3-6. 借金を預金で相殺できるのか？	19
3-7. 預金と借入金 that 別々の金融機関にあったら？	20
3-8. 仮払金支払制度	21
3-9. 診療報酬や補助金の扱いは？	22
3-10. 公的金融機関の利用	23
4. ペイオフ解禁に対する対策	24

本冊子の目的と構成（はじめにお読みください）

本冊子は医療機関経営という観点から、今年の4月から始まるペイオフ解禁についての背景や知識、対策を分かりやすく解説することを目的としております。本冊子をお読みいただければ、ペイオフによる資金損失という不必要なリスクを軽減することができるのではないかと期待して作成しました。

本冊子は、最初に小説風の物語（現実を想定した架空の話）から始まります。ペイオフ解禁後に、取引している金融機関が倒産したら、どのような事態が発生するのでしょうか。これまでになかった話ですから、想像は難しいと思います。そこで、小説風物語でイメージが湧くようにしました。物語の中で出てくるペイオフの中身や対策についての詳しい解説は、第2章「ペイオフ解禁の背景知識」、第3章「ペイオフ解禁の知識」、第4章「ペイオフ解禁に対する対策」にまとめてあります。どの項目を参照すればいいのかは、物語の中に参照先のページ番号や項目名を示してあります。また、最初から知識をざっと整理したいという方は第2章からお読みください。本冊子が先生方の医療機関経営のお役に立てば、誠に幸いです。

1．ペイオフ対策と医療機関経営

～双葉病院の対策～

1. プロローグ

双葉病院院長の田中と事務長の中野は平成15年夏の蒸し暑い日に冷えたビールを飲みながら1年前のことを思い出していた。あの時に間違った選択を取り続けていたら、今頃病院も倒産していたかもしれない。倒産は免れたものの、現在、病院としても個人としても大きな損失があり、病院経営は以前ほどは楽ではなくなった。病院を前のような状態に戻すには時間がかかると覚悟している。もしペイオフや銀行倒産をもっと早く正確に知っていたら、このような事態にはならなかつたらう。そう考えると後悔は先に立たない。それでも、他の病院より決断は遅れたかもしれないが、最悪の事態だけは免れたのかもしれない。病院は存続しているのだから。二人の男はしみじみそう思うのであった。

双葉病院院長の田中と事務長の中野は、平成14年の夏から秋にかけて、ペイオフ解禁後のメインバンクの倒産という事態に巻き込まれ、病院経営が危機に瀕した時のことを思い出していた。

2. 予想外の銀行倒産

平成14年6月15日 K市の地銀第3位であった丸岡シティ銀行がK地方裁判所に破産申請を提出した。倒産である。ペイオフ解禁以前、多くの銀行は自己資本比率を高めるため、合併や政府からの資金導入など政府の事実上管理下に入ることによって、生き延びるための施策を打ってきたため、ペイオフ解禁後すぐに銀行が倒産するとは誰も予想していなかった。丸岡シティ銀行の従業員のほとんどもそう信じていた。ところが、ペイオフが解禁された4月1日以降、不良債権処理の遅れや、メインバンクになっていた関連会社丸岡クレジットと丸岡証券の倒産、K市の大手建設会社野島建設の倒産危機から「丸岡シティが危ない」という噂が立った。資金の流出が始まり、一気に倒産することになってしまった。

丸岡シティ銀行の取引先は個人客以外のほとんどがK市内の会社であり、K市の経済界にも大きな影響を与えた。田中、中野の双葉病院もその一つである。



「なぜ金融機関が倒産するようになったのか」
「取引金融機関が倒産したらどうなるのか」
については、2-1 (p.10)、2-2 (p.11) を参照。

3. 双葉病院の実態

医療法人双葉会双葉病院は昭和50年に現院長である田中の父親が設立したK市郊外にある200床のケアミックス型病院である。200床のうち、一般病床は80床、完全療養型病床が120床（医療保険適用60床、介護保険適用60床）あり、他に介護老人保健施設であるリーフハウス（80床）を運営している。

現在は院長である田中と副院長である田中の弟の他に常勤医師が7名おり、その他に看護婦65名、事務職18名とリーフハウスにも医師が1名常勤している。

医業収入は18億円あり、人件費その他を差引いた医業利益も5,000万円ある。経営が楽なわけではなかったが、なんとかこれまでやってきた。

田中は、K大医学部第一内科の出身で血液内科を専門とする52歳の医師である。K大一内科の助手として三年間臨床と研究をした後、K市内の日赤病院の内科部長として働いていた。父親である前院長が引退したため平成7年に46歳で院長に就任した。田中は院長になってから、経営の勉強を始めたが、よく理解しているわけではない。売上と経費はまあ分かるが、貸借対照表から経営上の意味を読み取ることは苦手である。

田中は内科医として今でも臨床に携わっていたし、K市医師会の理事もしていたため多忙を極めていて、経営の勉強は実際には幾つかの本を斜に読んでいただけだった。経営が分からないのも当然と言えば、当然である。

3つ下の弟が副院長をしているが、弟もほとんど臨床にしか興味がなかった。前院長時代から経営はそこそこ安定していたし、実務はメインバンクの丸岡シティ銀行から転籍してきた事務長の中野に任せていたため、実際に困ることはなかった。

中野は以前丸岡シティ銀行の副支店長をしていたが、前院長の引退直前に銀行からの紹介で49歳で事務長に就任した。経理、総務に関してはほぼ中野一人で行っているのが現状である。中野は、臨床を中心に考える田中院長と弟の副院長のことは、医師として尊敬しているし、人柄も申し分ないと思っている。しかし、二人とも経営や経理に疎いことに、若干の危惧を感じていた。

4. ペイオフ解禁？

「ところで院長、ペイオフの対策は取っていますか？」

平成13年3月のある木曜日の夜、久しぶりに田中は、K大時代の友人と市内の店で飲んでいた。そこで偶然、病院の顧問税理士をしてもらっている前山から挨拶をされた。前山は元税務署職員で前院長の時から顧問をしている頼り甲斐のある税理士である。

「ペイオフの対策？いや中野に聞いてみないと分からないが...」

「何もされていないなら、確認と準備をされていた方がいいですよ。」

田中はペイオフ解禁のこと自体があまりよく分からなかったが、酒の席でもあり友人と一緒にだったため、その場はペイオフについて前山に質問はしなかった。



「メインバンクが倒産したら、経営はどうなるのか」については、2-3 (p.12) を参照。

土曜日の病院運営会議のあと、田中は事務長の中野を呼んで、ペイオフについて尋ねた。

「事務長、一昨日前山先生から、ペイオフの対策を聞かれたが、ペイオフっていうのは、銀行が倒産した時、預金の一部が返ってこなくなるという話だよな？」

「ええ、今年の4月から銀行が倒産したら、確か1,000万円を超える部分の預金については保護されないという話だったと思いますが、うちでは特に何もしていませんが...」

「それで、特に対策は取らなくて大丈夫なのか？」

「ただ、私もはっきりとは分かりませんから、今度、河野支店長でも呼んで聞いてみましょうか」

「そうだな、じゃ、来週の月曜日の午後なら空いているからスケジュールの調整を頼む」



「なぜペイオフが解禁されるのか」「ペイオフ解禁とは何か」については、2-4 (p.13)、3-1 (p.14) を参照。

月曜日、丸岡シティ銀行山田支店の支店長である河野から田中、中野の2人はペイオフについて話を聞いた。

河野は、中野の銀行時代の後輩で、丸岡シティ銀行山田支店は双葉病院の担当支店であるため、時折病院を訪問し、田中と中野と顔を合わせていた。

「河野さん、ペイオフの話が最近盛んみたいだが、ペイオフってなんだ？」

「院長先生、これまでは銀行預金は全額保護されていましたが、ペイオフ解禁後の今年4月から銀行が倒産した時、預金のうち定期預金に関して、1,000万円までとその利息だけしか保護されなくなるのです。」

「いや、それはわかっとなる。うちの顧問税理士の前山先生から確認と対策を取っているかと聞かれたから、何か問題になるようなことがあるのか知りたいんだ」

「特に問題はないと思いますが・・・。まあ丸岡シティが倒産するようなことはあり得ないことですし...」

「そうなのか？丸岡シティが危ないという話をたまに耳にすることがあるのだがね...」

「いやとんでもございません。当行に限ってそんなことはありませんよ。ところで、病院改築に当たっての融資の件ですが、来期一番に決裁を取りまして、2億円ほど御融資させていただきますので、何卒宜しくお願い致します。」

「そうか、ありがとう。病院も27年もたって大分痛んできとるから、改築して患者さんにとって快適な空間にしないといかんからな、よろしく頼むよ」

「中野、さっきの河野君の話だが本当に大丈夫なんだろうな？あの程度の話で前山先生がわざわざ私に忠告するような話ではないと思うが...」

「そうですねえ、私にも良くわかりませんが、一度前山先生にもう少し詳しく話を伺ってみましょうか？」

「そうだな、じゃ日程調整を頼むよ」



「いつから、どの種類の預金について、ペイオフが解禁になるのか」については、3-2 (p.15) を参照。

「前山先生、この前、先生からペイオフの対策について聞かれたから、うちのメインバンクの丸岡シティ銀行の河野支店長に話を聞いてみたのだが、定期預金のうち1,000万円を超える預金部分がなくなるって話だけだったら、別に丸岡シティも倒産なんてせんだろうし問題ないと思うのだが...」

「いや、院長、確かに今回のペイオフ解禁では定期預金のうち1,000万円以下の預金とその利息以外は保護されないという話ですが、いろいろと問題があるんですよ。まず、こちらの病院は丸岡シティ銀行とだけしか取引をしていませんよね。ところで最初にお

伺いますが、丸岡シティさんとの契約では、預金と負債の相殺規定はありますか？」

「いや、どうでしょうか？よく知りませんが・・・」

「それでしたら、まず確認をしてください、もしなかったら相殺規程を契約に盛り込んで下さい、そうすれば、万が一丸岡シティさんが倒産したとしても現在の借入金と定期預金が相殺されることとなりますから、定期預金分で借入金を支払った形になり、実損は相殺される部分だけ減額されます。」

「そういうことができるのか。分かった。早速河野さんと呼んで確認しましょう。」



「相殺規定とは何か」については、3-6 (p.19) を参照。

「相殺規程がなければ、丸岡シティが仮に倒産した場合、まず病院として定期預金に預けているお金、今確か4,000万円位あったと思いますが、保護されるのは1,000万円とその利息ですから、残りの3,000万円は保護されないの戻ってこない可能性が高いです。そして、丸岡シティに対して短期借入金が4億円ありますが、この借金はそのまま4億円残り、3,000万円の実損が出ることとなります。しかし、相殺規程が入っていると、4億円の短期借入金は預金の4,000万円と相殺されて3億6000万円として残りますから、実損はゼロです。他には、院長先生が個人名義で預けられている定期預金も同じこととなります。それから今回のペイオフは定期預金だけですが、来年の平成15年度から、普通預金や当座預金などの決済性預金についても同じように、ペイオフ解禁の対象となります。いずれにしても、早急に対策をたてておいた方が良いでしょう。」

「前山先生、個人名義の預金で借金がない場合はどうなるのですか？」

「もちろん、借金があれば、相殺のしようがありませんから、1,000万円を超える部分については、保護されないこととなります。」

「病院の借金とわたし個人の預金は相殺されないのでしょうか？」

「名義人が違いますから・・・、基本的には相殺されないですね」

「つまり、個人的には1,000万円を超える部分は、丸々失うということですか？じゃあ、ドルの預金などは？」

「外貨預金は付保預金ではありませんから、1,000万円すら返ってきませんよ」

実は院長は、税理士には内緒にしていたが、妻名義で2,000万円程K市内の信用金庫に定期預金をしており、個人的にも外資系のA A銀行に10万ドルのドル預金をしていた。この信用金庫は以前から経営についてはあまり良い評判はなかったが、金利が少し高かったので、預け入れていた。ドル預金も金利が良かったのだ。「事務長、早速、河野支店長を呼んでくれ。」



1,000万円までは保護されるが、「どの預金について保護されるのか」「保護されない預金もあるのか」については、3-4 (p.17)を参照。



「1つの銀行に複数の口座を持っていて、それぞれの口座残高が1,000万円を超えていなければ、全部保護されるのか」については、3-5 (p.18)を参照。



「預金と借金をそれぞれ別々の金融機関に持っている場合どうなるのか」については、3-7 (p.20)を参照。

丸岡シティの定期預金と借入金には相殺規定が無かったため、双葉病院は相殺規定を預金契約に盛り込んだ。また、田中は、妻の預金のうち1,000万円を超える部分を信用金庫から解約して丸岡シティに妻名義の定期預金を持つことにした。信用金庫はともかく丸岡シティは大丈夫だろう。田中は甘い考えを持っていた。

田中にとっても中野にとってもペイオフ解禁の話よりも診療報酬の改正の方が気になっていた。病院経営にとっては、診療報酬の改正の方がはるかに大きな問題である。薬価改定と診療報酬引き下げでどれだけ影響がでるか、そのことが心配であった。特に、今回の改訂では、診療報酬自体が減額される。全体では1.3%の削減が決定されたが、個別の点数は3月下旬になるまでは分からない。また、長期入院患者の減点は大きいだろうから、その対策も早急に考えないといけない。これらの対策の方が病院にとっては重要度、緊急度ともに高かったのである。

5. ペイオフ解禁後～丸岡シティ銀行倒産！

ようやく新たな診療報酬改正に適應させるための病院経営戦略の目処がつけはじめた6月、中野は院内の早めの昼食を取りながら食堂でテレビを見ていた。

「臨時ニュースです。丸岡シティ銀行が先程K地裁に破産申請を提出致しました。ペイオフ解禁後の銀行倒産は、初めてのケースで、金融庁、預金保険機構は対応に追われています...」

「うそだろ！」

これが中野の第一声であった。確かに、丸岡シティが危ないという噂はあった。子会社が倒産としたと言う話も聞いた。株価が下がっているのも知っていた。河野支店長の

「丸岡シティの倒産なんてありませんよ」という言葉を信じていたわけでもなかった。しかし、丸岡シティが倒産するというリスクを相当甘く考えていたのだけは確かだった。それでもと中野は思う。

「丸岡が倒産！診療報酬は全額保護されるのか！？いや、どんな預金も同じと前山先生が言っていたはず・・・」



「支払基金から支払われる診療報酬はペイオフの対象外なのか」については、3-9 (p.20) を参照。

ペイオフ解禁に対する中野の捉え方には確かに隙があった。ペイオフ解禁の背後に、「銀行も経営努力を怠れば、現実的に倒産するのだ」という意味があることを本当には理解していなかった。税理士から話を聞いた時、きわめて深刻な話だとは思わなかったのだ。

相殺規定を入れていたため、病院としての実損はほとんどなかった。しかし、田中は個人として1,500万円を失った。中野も定期預金の一部と銀行員時代に購入した丸岡シティ銀行の株を失った。



「金融機関倒産直後に預金を引き出す方法はあるのか」については、3-8 (p.21) を参照。

そして、病院改築のために丸岡シティから融資してもらはずの2億円の話も当然のことながら流れてしまった。すでに建設会社との契約を済ませていたが、丸岡シティ銀行の引受銀行であるK市内の亀岡銀行には、規定が厳しくなったため当分の間、新規融資はできないと断られた。



「破綻した金融機関から新しい金融機関に預金や融資がどのように引き継がれるのか」については、3-3 (p.16) を参照。

双葉病院では丸岡シティとだけしか取引をしていなかったため、建設会社への支払いのための資金繰りが困難になった。そのため、田中と中野は新規の取引金融機関に融資をしてくれる金融機関を探すために奔走することになった。新規融資に応じる金融機関はいくつかあったが、過去に取引が一度もないため、融資条件は非常に厳しかった。事実上、融資してくれる金融機関はないに等しい状況であった。そこで、公的金融機関からの融資も検討し始めた。



「公的金融機関からの融資はどんなのがあるか」については、3-10 (p.23) を参照。

6. ペイオフ対策を考える

2ヶ月間、田中も中野も市内だけでなく県内の銀行を駆け回り、医師会と通じて多くの知人に紹介をしてもらい、ようやく新たな取引銀行を見つけ、融資をしてもらうこととなった。

これで、当座の資金繰りの目処はついたが、ペイオフ解禁後の取引銀行の倒産がどのような事態を招くのかを身をもって体験したのだった。そこで、来年の決済性預金のペイオフ解禁に向けて、今回の経験を活かしてどのような対策を取っておくかが話し合われた。

その対策としては、次のようなものが考えられた。

- (1) 現状の預金と借金を正確に把握する。現状が分からなければ、対策も立てられない。特に、名義人の確認は重要である。
- (2) 複数行の取引を行うべき。今回のように一行取引だと、倒産後に次の金融機関を探すのが大変だ。また、短期資金がショートする可能性もある。
- (3) 相殺規定の確認をしておくこと。もし相殺規程がなければ、借金だけ残って預金が無くなるという最悪の事態になるからだ。
- (4) 自院が公的資金を借りることができるかどうかを確認しておく。取引金融機関が倒産してから、融資条件などを確認していたのでは手遅れになる可能性があるからだ。
- (5) 一ヶ月から二ヶ月分の手元資金は用意しておく。この資金は最大手の銀行の普通預金に分散して預けるのが良いと思う。それでもリスクはあるが、普通預金は2003年3月までは全額保護だが、倒産銀行からすぐに引き出せるとは限らないからだ。



「どんなペイオフ対策があるのか」については、4 (p.24) を参照。チェックシートになっているので、自分の医療機関をチェックしてほしい。

7.エピソード

平成15年夏。

失ったものは大きかったが、田中も中野も様々なことを学んだ。
これからの医療機関の運営は今まで以上に大変である。経営のことをもっと知らなければやっていけない。

ただ、今回の経験は二人にとって重要だった。双葉病院は発展していくことになるだろう。

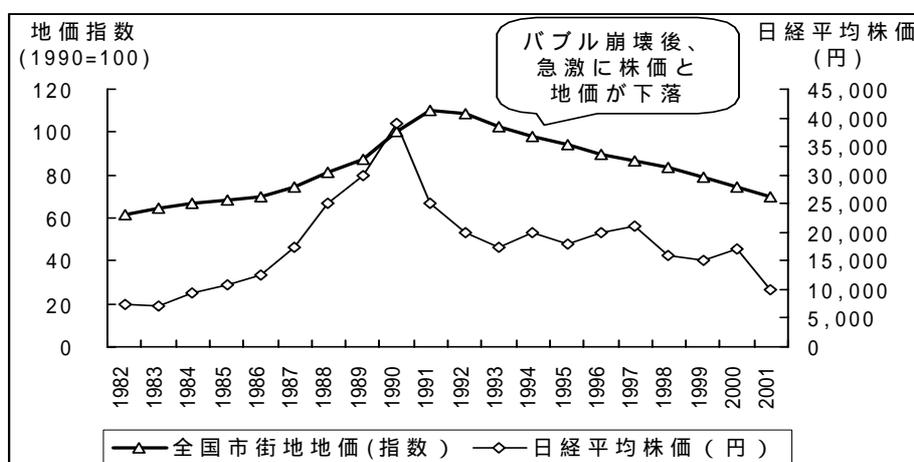
以上が、ペイオフ解禁後に取引銀行が倒産したら、どのようになるかを想定した物語です。ペイオフ解禁まで後1ヶ月ほどありますので、ルール自体も変更になるかもしれませんが、現行のルールで想定してみました。次章移行はペイオフの知識や、対策、チェックシートになっていますので是非ともお読みいただければと思います。

2-1. なぜ金融機関が倒産するようになったのか？

数年ほど前までは金融機関の倒産はほとんど起きませんでした。ここ4、5年は金融機関倒産は常識化しています。倒産の理由としては、1990年を境に地価と株価が大幅に下落したこと、金融自由化が進展したことなどが挙げられます。地価・株価の下落はいわゆるバブル崩壊ですが、下落のため金融機関が担保としていた土地や有価証券の価格が低下することになりました。そのため、融資した資金が返済されなくなると、担保の価値も下落していますから、融資した金額に見合った資金を回収することができなくなり、大きな損失が出ることとなります。実際、借入金の返済ができない企業が多く、企業倒産も続出しました。その結果、銀行の不良債権額が膨大となり、銀行経営が危機に瀕するようになったのです。事実、1997年の北海道拓殖銀行、山一証券の倒産、1998年の日本長期信用銀行、日本債権銀行の倒産が起きました。もはや、金融機関の倒産はあり得るリスクとして認識していかなければならない事態になっています。

そして、今もなお、銀行の抱える不良債権処理は続いています。その不良債権処理が遅れているという内容の報道が連日行われています。

【地価と株価の推移】



【近年の銀行倒産】

年	倒産銀行名
1995年	兵庫銀行
1996年	阪和銀行
1997年	北海道拓殖銀行、徳陽シティ銀行
1998年	日本長期信用銀行、日本債権信用銀行
1999年	国民銀行、幸福銀行、東京相和銀行、なみはや銀行、新潟中央銀行
2001年	石川銀行

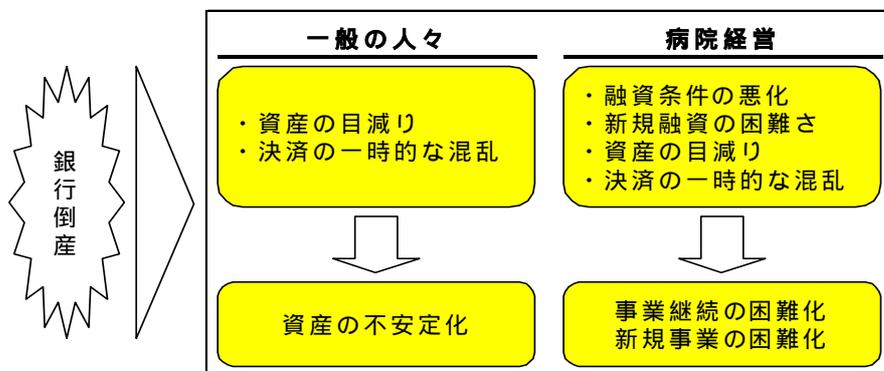
2-2. 取引金融機関が倒産したら...？

現在は銀行預金が全額保護されているため、金融機関が倒産しても一般市民に大きな混乱は起きていません。しかし、企業経営者や事業主にとっては融資の継続性と資金決済の問題は既に起こっています。取引金融機関が倒産した場合、受け皿銀行やブリッジバンクが作られますが、以前と同じ条件で融資が受けられるかどうかは分かりません。当てにしていた運転資金の短期融資や新規融資が受けられなくなる場合があります。

2002年4月からは定期性預金に対してペイオフが解禁されるため、すでに定期預金の解約や倒産リスクのある金融機関から預金の流出が起きています。そのため、不健全な金融機関の倒産が加速される可能性が高いと言われています。下に2001年の1年間に倒産した主な金融機関のリストを掲載していますが、意外に多いことが分かります。

2003年4月からは定期性預金だけでなく、普通預金や当座預金などの決済性預金のペイオフも解禁となります。金融機関の倒産がさらに加速し、経済に大きな混乱が起きるかもしれません。ペイオフによる資産の減少、融資の停止、決済の混乱など、金融機関の倒産は大きな問題を生み出すでしょう。

【取引金融機関の倒産の影響】



【2001年の主な倒産金融機関】

月	金融機関名
3～5月	神奈川県成果信組、千葉県商工信組、春江信組、日生町信用農業共同組合
6～7月	旭商工信組、小樽商工信組
10月	石川銀行、宇都宮信組、常滑信組、大阪第一信金、沖縄信金
11月	網走信組、岩手信組、宮城県中央信組、大日光信組、馬頭信組、関西西宮信金、中津信金、臼杵信金、佐賀関信信金
12月	秋田県中央信組、栃木県中央信組、黒磯信組、小川信組、岡山信組

2-3. メインバンクが倒産したら経営はどうなる？

ペイオフ解禁前の倒産

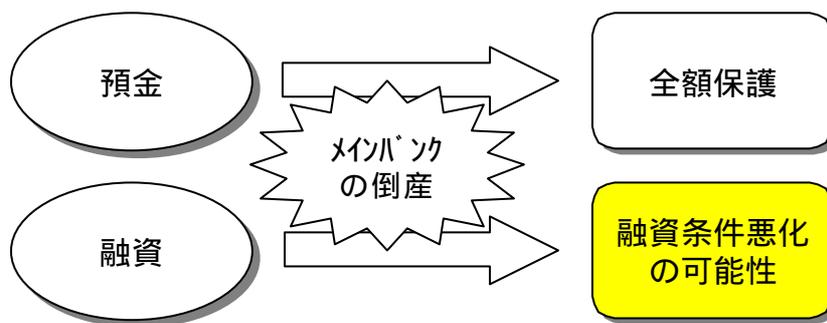
ペイオフ解禁前では、取引先の金融機関が倒産しても預金は全額保護されます。しかし、取引が受け皿銀行などに移った場合、融資条件の変更や融資の停止が起きる可能性があります。例えば、現行の借入が1年融資で金利が2%だったものが、4%になるかもしれません。また、現行の融資担保が医療機関の土地だけだったのが、院長個人の土地まで担保として要求されるかもしれません。これらの条件の変更は医療機関経営の費用の増大に繋がり、利益を圧迫する要因になります。

さらに、老人保健施設の新設や自院の改装などのために新規融資が計画されている場合にはさらに注意が必要です。今の金融機関と新規融資の確約を取り付けていたとしても、その金融機関が倒産し、受け皿金融機関に移行した場合、新規融資の話は一度消滅します。そして、今度は新規融資を受けることができないかもしれません。

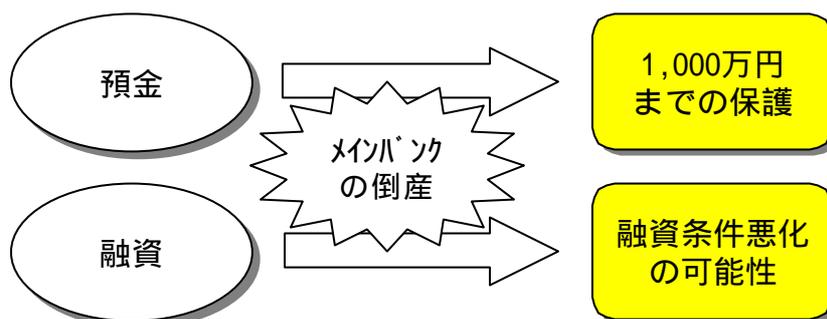
ペイオフ解禁後の倒産

ペイオフ解禁後に取引先金融機関が倒産すると、1,000万円を超える部分の預金は返ってきません。このような事態になると資産が減少してしまうため、事前の十分な対策が必要です（4節を参照）。さらに、上述の融資条件の変更も加わり、医療機関経営に多大なる影響を及ぼすことになります。

【ペイオフ解禁前の倒産】



【ペイオフ解禁後の倒産】



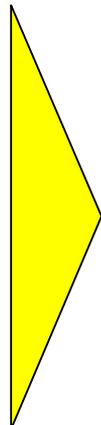
2-4. なぜペイオフが解禁されるのか？

1980年代、日本経済は「経済合理性のある経済システムの1つ」と賞賛され、絶頂期を迎えていました。その頃は経済は右肩上がり、米国経済への急速なキャッチアップ型となっていたため、銀行も極めて重要な役割を担っていました。そのような経済状況下では、銀行が倒産することはほとんどなく、銀行倒産リスクは非常に小さかったのです。そのため、預金の全額保護は当たり前のように考えることができました。

しかし、1980年代後半には、実態とは乖離するほどの好景気いわゆるバブル経済となり、1990年代に入ると、バブルが崩壊し、株だけではなく土地の価格までも下落するという未曾有の経済不況になりました。そうすると、バブル期に過剰投資になっていた多くの銀行は多額の不良債権を抱えることになり、銀行経営は非常に危険な状況へと変化しました。銀行倒産を日常的に考えなければならなくなったということです。

この状況下では、預金を全額保護するためには莫大な資金が必要になります。そのコストはどのような形で、預金者の負担となります。その1つがペイオフです。つまり、預金者が銀行倒産リスクを負うというコストを引き受けることになるのです。そして、預金者が自分の選択（どの銀行を選ぶか）の結果に責任を持つという、本来負わなければならない「自己責任」が求められる時代が来たと言えるでしょう。

【時代の変化】

	これまで		これから
経済状況	確実性の経済		リスク・不確実性の経済
銀行倒産リスク	ほとんどなし		日常的に考えておくべき
預金保護対象	全額保護		部分保護
預金者責任	責任なし		自分の選択に責任を負う

3-1. ペイオフ解禁とは何か？

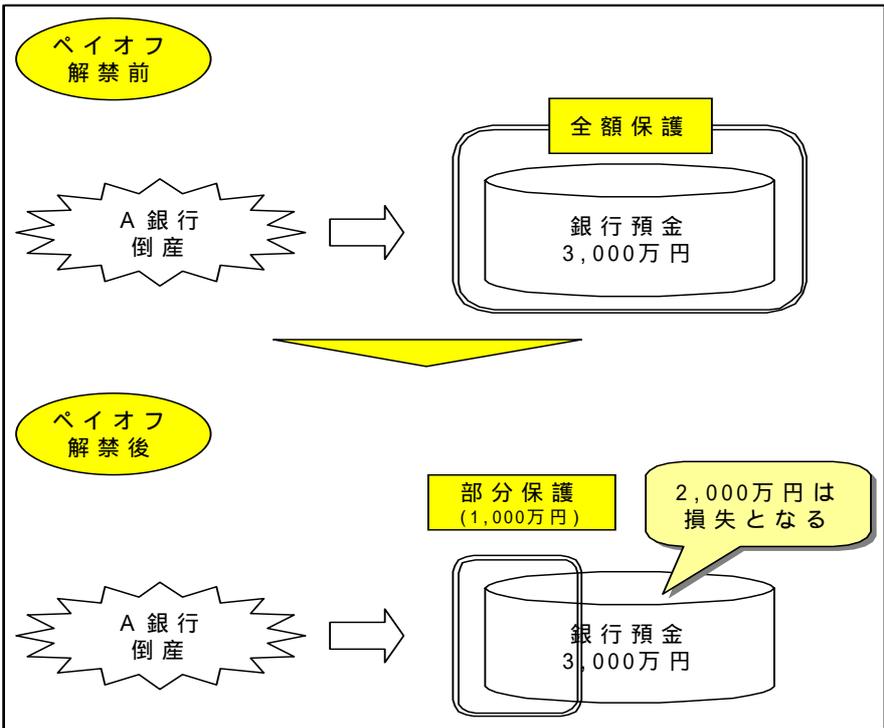
銀行預金は極めて安全な資産であり、仮に銀行が倒産しても預金は戻ってくるものと思われているのではないのでしょうか。事実、これまでは、預金が全額保護されていたため、銀行が倒産しても、最終的には先生方の預金は全額戻ってきていました。しかし、ペイオフが解禁されると、預金している銀行が倒産したというだけで、先生方の預金が失われる場合が出てきます。

簡単に言うと、ペイオフとは、1銀行当たりの預金残高が1,000万円までとその利子については、預金保険機構によって保護されますが、1,000万円を超える部分と超える部分の利子については保護されなくなることを意味します。

例えば、あるA銀行に合計で3,000万円の預金があると仮定しましょう。このA銀行が倒産すると、1,000万円とその利子については預金保険機構によって返済を受けることができます。しかし、1,000万円を超える部分の2,000万円については保護されていないため、失われる可能性があります。しかし、1,000万円と利息を超える金額が全額なくなるわけではなく、倒産金融機関の債権と債務を精算した後に一部返金される可能性はあります。

とは言いつつも、上の例のような損失を被らないようにするためには、ペイオフ解禁後の銀行倒産というリスクに対して、事前にしっかりと対策を立てておく必要があります。第4部の対策編で、具体的な対策方法を解説します。

【ペイオフ解禁後の預金保護額は？】



3-2. いつからペイオフが解禁されるのか？

ペイオフ解禁は、部分的には2002年4月から始まります。下記の表をご覧ください。2002年4月から、決済性預金以外の預金等については、ペイオフが適用され、元本1,000万円までとその利子のみが保護されます。決済性預金とは、当座預金、普通預金、別段預金という日々の決済に使用している口座の預金のことです。決済性預金以外の預金はそれ以外ということになります。後ほど、ペイオフの対象についての詳細を説明します。

決済性預金については、2003年3月末まで全額保護されるわけですから、1年間の猶予期間が与えられていると言えます。ただし、1年間だけです。2003年4月からは、当座預金や普通預金などの通常の決済性預金についてもペイオフが解禁され、ペイオフの対象となります。

したがって、およそ1年後の2003年4月からは、決済性預金かどうかを問わず、1つの銀行の全ての預金口座の合計金額の1,000万円までとその利子についてだけ保護されるということになります。名寄せについては、後で説明いたします。

【ペイオフ解禁の対象とその開始時期】

		2002年3月末 まで	2002年4月～ 2003年3月末	2003年4月～
預金保険 の対象 預金等 (付保 預金)	決済性 預金 (当座預金 普通預金 別段預金)	全額保護		元本1,000万円まで とその利息を保護
	決済性 預金以外 の預金等	元本1,000万円まで とその利息を保護		
預金保険の対象外の 預金等		預金保険の対象外		預金保険の対象外

3-3. 破綻から預金引継ぎまで

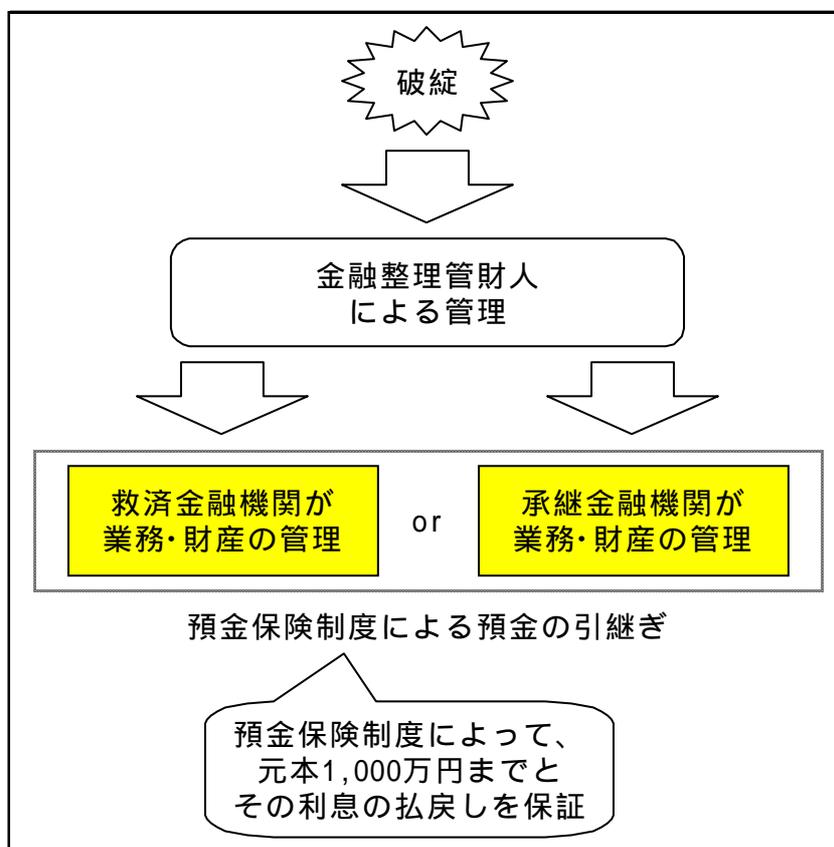
金融機関が破綻すると、決済を行っている預金口座などが閉鎖されるため、1,000万円までは保護されるとはいえ、医療機関の定常的な業務に支障が出ます。そこで、できる限り早く預金口座を引き継ぐ金融機関が出てこなければなりません。それでは、どのように引き継がれていくのでしょうか。

ところで、金融機関の破綻とは、「経営状況の悪化によって預金等の払戻しを停止する恐れがある、あるいは預金等の払戻しの停止を実施した状態」を言います。金融機関が破綻すると、金融庁長官の命令によって、「金融整理管財人」が派遣され、その管理の下で預金は救済金融機関に引き継がれていくことになります。

預金は救済金融機関に引き継がれていきますが、保護されるのは元本1,000万円までとその利息だけです。破綻した金融機関は預金等の払戻しをするための財産を持たない状況にあるからです。引き継いだ金融機関が全額を保護してくれるわけではありません。

救済金融機関が見つからない場合、預金口座はどうなるのでしょうか。その場合、預金保険機構が承継銀行（ブリッジバンクと言う）を設立し、そこで業務を継続します。業務を継続しながら、救済金融機関を探すことになります。

【破綻から預金引継ぎまでの流れ】



3-4. 全ての預金が1,000万円まで返ってくるのか？ - 付保預金とは -

ペイオフが解禁されると、1銀行につき、合計で1,000万円までとその利子だけしか保護されません。しかし、その部分保護の対象にならない預金もありますので、注意が必要です。預金保険の対象となる預金を「付保預金」と言います。下の表をご覧ください。多くは付保預金になっています。当座預金、普通預金、別段預金などの決済性の預金、貯蓄預金や定期預金なども付保預金です。

付保預金ではないものが、いくつかあります。外貨預金、譲渡性預金、元本補填契約のない金銭信託は付保預金ではありません。ただし、外貨預金は預金買取りの対象になっていますので、外貨預金については元本と利息の合計額に概算払い率をかけた金額を受取ることが可能です。預金買取りについても、既述の預金保険機構が行います。

このように、全ての預金が付保預金というわけではありませんので、自分の預金が一体どういう種類のものなのか、付保預金なのかどうかを一度チェックしておく必要があります。一方、この1,000万円とはあくまで最低保障額です。それを超える部分についても破綻金融機関の財産の状況に応じて預金者に支払われます。

【付保預金の範囲】

平成14年4月以降、付保預金が保護の対象。

付保預金	付保預金ではない預金等の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当座預金 ・ 普通預金 ・ 別段預金 ・ 通知預金 ・ 納税準備預金 ・ 貯蓄預金 ・ 掛金 ・ 定期預金 ・ 定期積金 ・ 金融債^{注1} ・ 元本補填契約のある金銭信託 ・ 上記の預金等を用いた積立・財形商品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外貨預金^{注2} ・ 譲渡性預金 ・ 元本補填契約のない金銭信託

注1：発行時において応募者と発行金融機関との間で保護預り契約がなされ、債券の購入と同時に発行金融機関に預入され、かつ、償還等の場合を除き、払戻しを請求できないもの（保護預り専用商品）に限定。

注2：外貨預金は付保預金ではないが、預金買取りの対象にはなっている。従って、外貨預金は、外貨預金の元本と利息の合計額に概算払い率を乗じた金額を受取ることが可能。

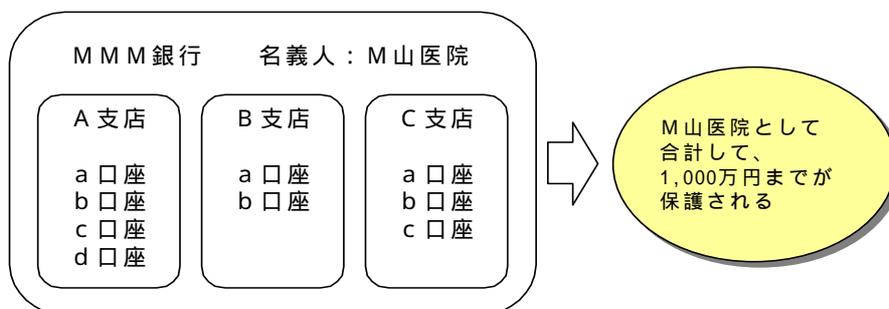
3-5. 預金口座名義の扱い：名寄せとは何か？

ペイオフが解禁されると、「1金融機関当たり、1預金者当たり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息」が保護されます。では、ペイオフの対象となる預金等の合計額はどのように計算するのでしょうか。

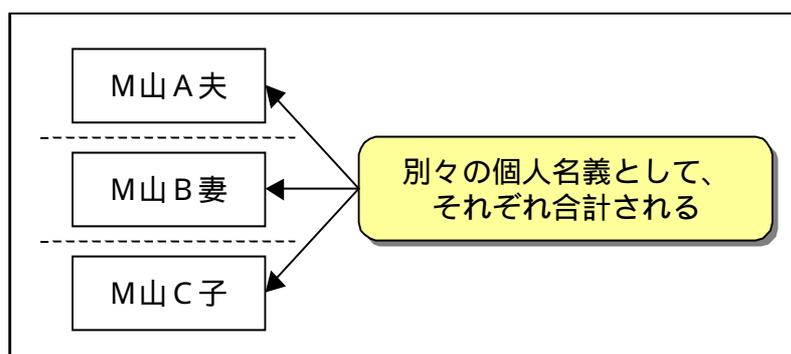
合計額を出すためには、「名寄せ」を行います。名寄せとは、1つの金融機関について、同じ名義の各口座の金額を合計することを言います。同じ金融機関であれば、複数の支店にいくつかの種類口座があっても、同じ名義については各口座の金額を合計しなければならないからです。それでは、1預金者というときの同一の名義とはどういうことになるのでしょうか。夫婦や親子などの身内であっても、名義が異なれば別の預金者となります。また、会社や団体も1預金者となります。注意が必要なのは、1人の人が2つ以上の立場で預金をしている場合です。例えば、会社や団体の代表者として名義人となっている預金口座は、会社や団体の預金口座として合計され、個人口座とは別の扱いになります。

では、ペイオフに備えて先生方の預金を配偶者や子供の名義にしたらどうでしょうか？本来は預金の名義変更には贈与税が発生することになります。名義書換に伴い贈与税を納めていない場合には架空名義口座と認定され、保護の対象とならない場合もありますので注意してください。

【名寄せとは何か】



【どの名義が同一と見なされるのか】



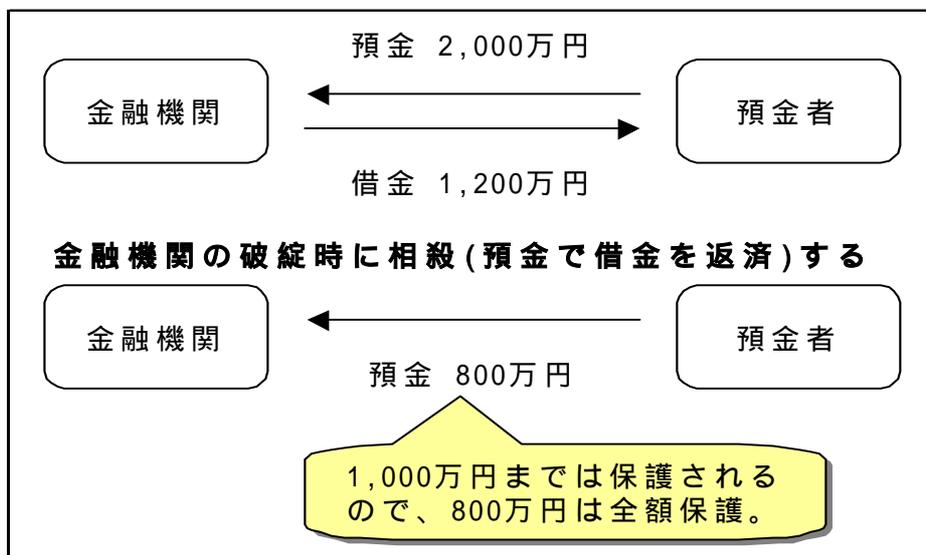
3-6. 借金を預金で相殺できるのか？

ある銀行に1,000万円超の預金があり、同じ銀行から借金をしている場合を考えましょう。この銀行が倒産すると、預金は1,000万円までしか保護されない一方、借金はそのまま残るとすれば大変です。この借金と預金残高を相殺することはできないのでしょうか。

答えは「できることが多い」です。全国銀行協会が預金契約の定款のガイドラインを出しており、その中には債務（借金）と預金を相殺する条項が含まれています。多くの金融機関はこのガイドラインに従っています。ただし、このガイドラインに従うかどうかは個々の銀行に委ねられているため、預金契約の定款の中に相殺に関する既述があるかないかを確認しておくことが非常に重要です。特に、定期預金などの満期のあるものについては、しっかりと確認しておきましょう。また、普通預金など満期のないものについては、預金者の方から相殺を申し出ることができます。

債務と預金が相殺できる場合、具体的にはどのように相殺されるのでしょうか。同じ銀行に預金が2,000万円あり、債務が1,200万円あるとしましょう。銀行破綻時に、1,200万円の債務を2,000万円の預金から返済することにします（相殺）。すると、債務はゼロとなり、預金残高は800万円ということになります。1,000万円までは保護されますから、この800万円の預金残高は全額保護されることとなります。

【相殺の考え方】



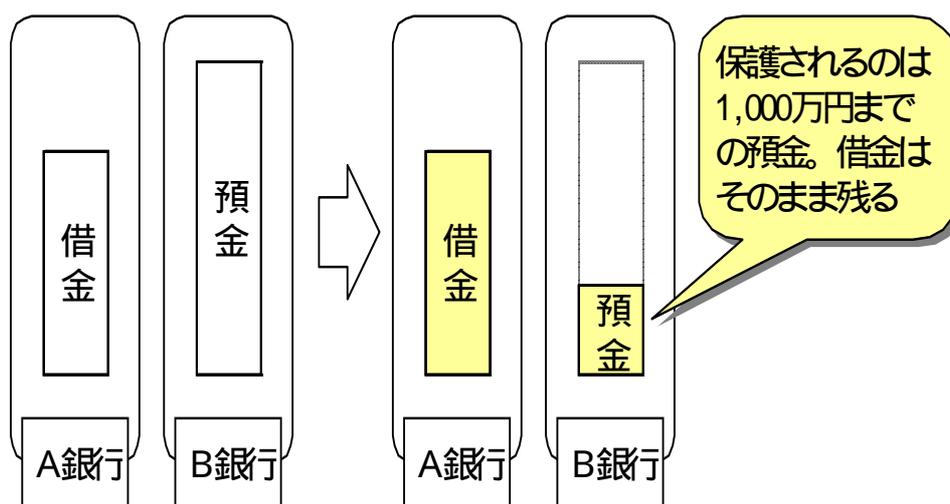
3-7. 預金と借入金が別々の金融機関にあったら？

医療機関をはじめ事業者は金融機関に対して、預金と借金の両方を持っているのが一般的です。利益も利益留保も十分にあるために無借金経営であれば、大変望ましい姿なのですが…。

ペイオフ後も相殺規程があれば、預金と借金の相殺が可能であるため（詳細は3-6節「借金を預金で相殺できるか」を参照）、同一の金融機関に預金と借金があれば、この両者が相殺され「預金だけがなくなり借金だけがそのまま残る」という事態を避けることができます。そのため、すぐに事業継続に支障が出るというわけではありません。預金口座凍結によって、資金ショートというリスクはありますが。

しかし、預金と借金がそれぞれ別々の金融機関にある場合はどうなるのでしょうか。もちろん、相殺されることはありません。例えば、A銀行から5,000万円を借り入れており、B銀行に1億円の預金をしている場合を考えましょう。A銀行だけが倒産すると、借金はそのまま残り、B銀行の預金はそのままです。実損はありません。B銀行だけが倒産すると、預金は1,000万円までしか戻ってこないことになり、もちろんA銀行の借金はそのまま残ることになります。つまり、9,000万円の実損が出ます。A、B両銀行が倒産すると、預金は1,000万円しか戻らず、借金はそのまま残るため、やはり9,000万円の実損が出ます。結局、預金と借金を別々の金融機関に持っている場合には、対策が必要になるということになります（4節の対策を参照）。

【預金と借金が別の金融機関にあった場合】



3-8. 仮払金支払制度

銀行が破綻した場合、1金融機関当たり、1預金者当たり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息が保護されています。ですから、最終的には預金保険機構から元本合計1,000万円までとその利息を受取ることができます。しかし、銀行が破綻すると、すぐに預金口座は閉鎖されてしまうため、自分の預金口座から現金を引き出すことはできなくなります。預金保険機構から保護されている部分の支払を受けるのにもある程度の時間がかかります。それでは、緊急時に現金が必要な場合、どうすればよいのでしょうか。

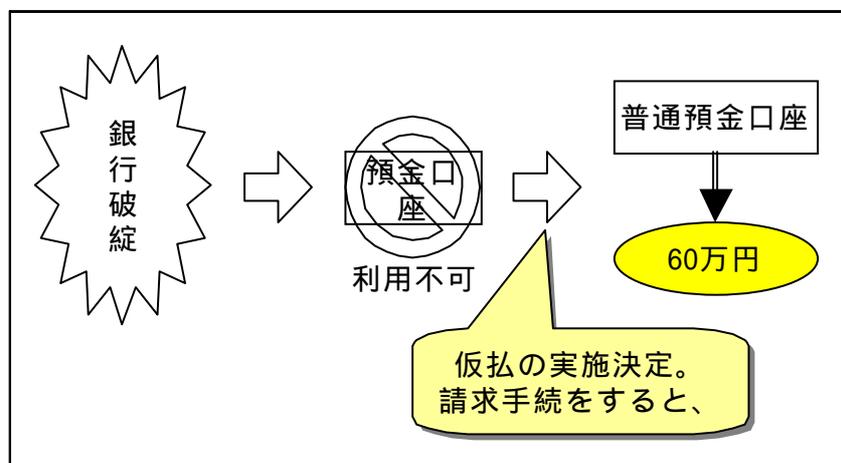
対処方法の1つとして「仮払金支払制度」があります。これは、預金保険金の支払に時間がかかる場合に備えて、必要な請求手続きを行えば、普通預金1口座当たり60万円を限度として先に支払を受けることができる制度です。具体的には、金融機関の破綻発生後1週間以内に、預金保険機構で仮払いを行うかどうかの判断が下されます。仮払いの実施が決まると、支払期間や支払場所等が告知されますので、必要がある場合は請求手続きを行います。

仮払金は最終的に受取る預金保険金を先払いで受けたものですから、預金保険金から仮払金の分が差し引かれます。例えば、800万円が保護されていて、60万円の仮払いを受けたとします。このとき、後ほど受取る預金保険金は740万円(800万円-60万円)ということになります。

【仮払金支払制度とは】

仮払金支払制度

請求手続きを行えば、普通預金1口座当たり60万円まで仮払いを受けることができます。



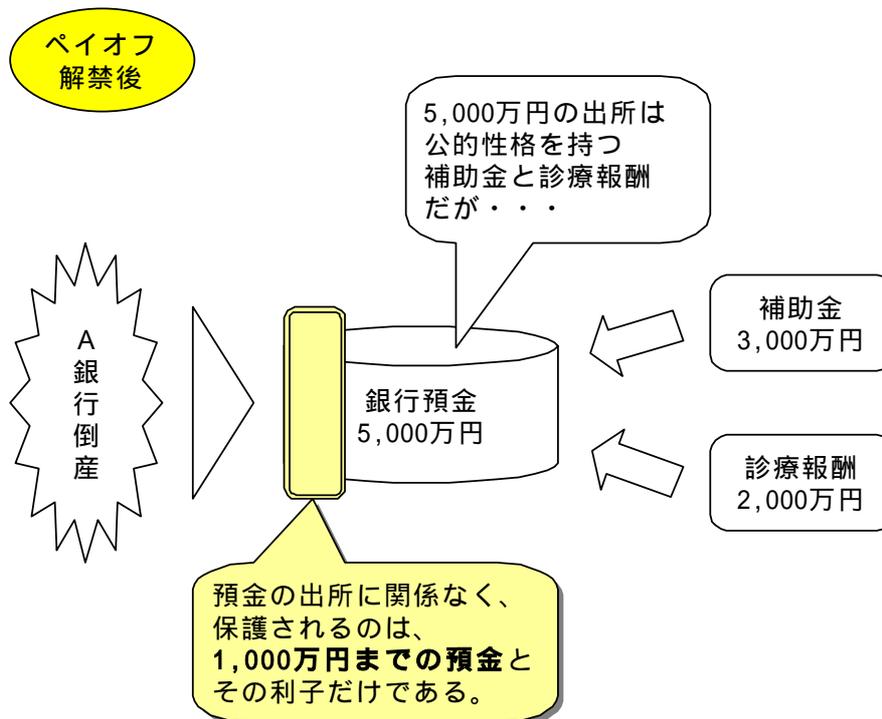
3-9. 診療報酬や補助金の扱いは？

医療機関は公的な性格を持つ機関であり、診療報酬や補助金などの公的資金については、ペイオフの対象とすべきではなく、全額保護すべきだという考えをお持ちではないでしょうか。それでは、実際に、そういった公的な性格を持つ資金はペイオフ解禁とは関係なく、全額保護されるのでしょうか。

答えは「NO」です。ペイオフの対象はあくまでも預金の種類で決まります。預金の原資が診療報酬であっても、補助金のような公的な資金であっても、全額保護の対象になりません。資金が診療報酬かどうか、公的なお金どうかとは無関係に、付保預金の1,000万円までの部分保護しかありません。

ですから、医療という公共的サービスの報酬であっても、補助金という公的資金であっても、他の資金と全く同じように銀行倒産リスクへの対策をきちんとしておかなければなりません。診療報酬だから安全、補助金だから安全という考え方をしないようにしましょう。

【診療報酬、補助金が特別扱いされることはない！】



3-10. 公的金融機関の利用

公的金融機関からの融資は民間金融機関からのものと比較して、有利な条件のものが
あります。公的金融機関には税金などの投入があるため、民間金融機関よりも低利の融
資が可能となっています。財政構造改革の中で、民営化や統廃合などの検討が行われて
いる場合があり、今後も利用可能であるかは不明です。しかし、ペイオフ対策の1つと
して、活用できると思われます。一方、公的金融機関の融資には多くの規則があるため、
誰でも融資を受けられるわけではありません。そのため、利用に関しては事前の融資条
件のチェックが必要です。

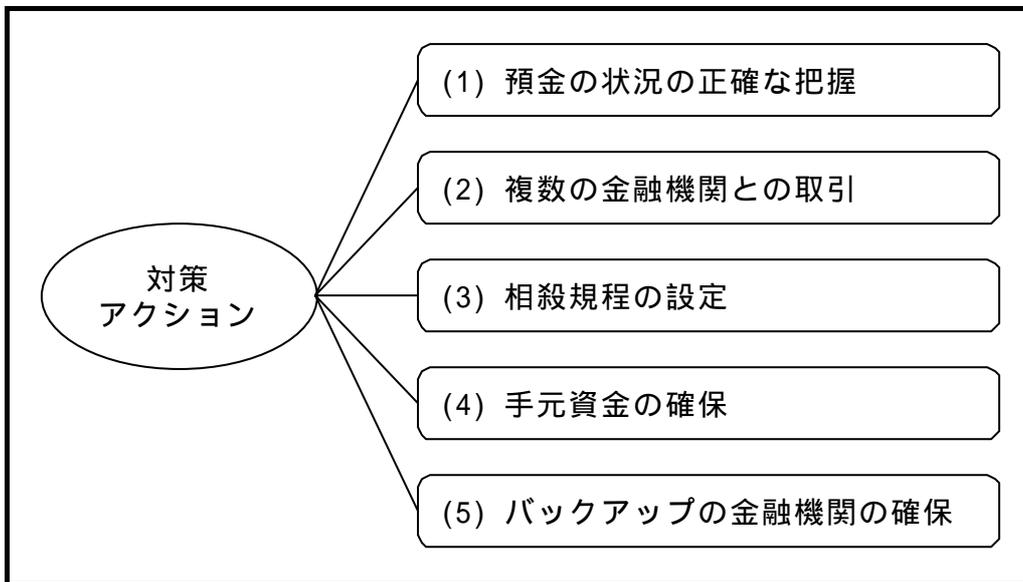
例えば、社会福祉・医療事業団で長期の運転資金の融資を受ける場合、病院は1億円、
診療所は4,000万円の上限がありますが、年利2.0%で融資を受けることができます。

【主な公的金融機関の一覧】

金融機関名	目的	融資対象	資料請求先等
社会福祉・ 医療事業団	社会福祉や 医療の充実	医療機関、福祉機関	東京都港区虎ノ門 4-3-13 http://www.wam.go.jp/index.html
中小企業金 融公庫	中小企業の 安定的成長	中小企業（医療業は対象外 ですが、MS 法人などは対 象となる場合があります）	東京都千代田区大手町 1-9-3 http://www.jfs.go.jp/
国民生活金 融公庫	中小企業、 国民の資金 安定化	中小企業、個人（個人であ れば医療機関も対象です）	東京都千代田区大手町 1-9-3 http://www.kokukin.go.jp/
商工組合中 央金庫	中小企業の 事業安定化	中小企業（医療機関も対象 です）	東京都中央区八重洲 2-10-17 http://www.shokochukin.go.jp/

4 . ペイオフ対策

ここでは、ペイオフ解禁に対する対策をチェックシート形式でまとめてあります。ご自分の医療機関について、各質問に答えながら、対策が十分に取れているかをチェックしてみましょう。具体的な対策アクションとして、下図のように、大きく5つに分けることができます。それら5つについて、いくつかの質問と対策内容を示したチェック表を用意しました。



(1) 預金の状況を正確に把握していますか？

ペイオフ解禁後の取引銀行倒産に備えるためには、すばやい対応を取るためにも、まず、どの金融機関にいくらの預金があるかを正確に把握しておく必要があります。下記の質問表で自分の回答に を付けてみましょう。

質問	良い回答	悪い回答	対策・アクション
Q. どの金融機関に預金を持っているか把握していますか？	はい	いいえ	基本的な項目ですが、複数の金融機関と取引がある場合、うっかりする事もあります。常時、どの金融機関に預金があるかを把握しておきましょう。
Q. 各金融機関で、どの種類の預金をいくら持っているかを把握していますか？	はい	いいえ	預金の種類によって、ペイオフの時期が異なっていたり、付保預金でなかったりしますので、どの種類の預金をいくら持っているかを正確に把握しておきましょう。 決済性預金のペイオフ解禁は平成 15 年 4 月からですが、非決済性預金のペイオフ解禁は平成 14 年 4 月からです。
Q. 各金融機関ごとに、1 名義につき、いくらの預金残高があるかを把握していますか？	はい	いいえ	正しく名寄せを行って、預金残高を把握しましょう。 保護されるのは、各金融機関ごとに、「1 名義につき」預金残高合計で 1,000 万円までとその利息だけです。 平成 15 年 3 月までは、決済性預金と非決済性預金を分けて考えましょう。

(2) 複数の金融機関と取引をしていますか？

ペイオフの基本は、1金融機関当たりで1名義ごとに、預金残高1,000万円までとその利息だけが保護されるということですから、1金融機関だけと取り引きしているのはリスクが大きいのです。下記の質問表で自分の回答に を付けてみましょう。

質問	良い回答	悪い回答	対策・アクション
Q.取引をしている金融機関は1つだけですか？	いいえ	はい	預金残高の大きさに関わらず、複数の金融機関と取引をしましょう。1行取りだと、取引銀行が倒産した場合、預金口座が凍結するため、短期的に資金繰りや決済に困る事があります。
Q.複数の金融機関と取引をする時、都市銀行、地方銀行、信金信組、公的金融機関など多様な組み合わせにしていますか？	はい	いいえ	どのタイプの金融機関が安全なのかは一概に言えませんが、いくつかの種類金融機関と取引をする事が望ましいでしょう。2つの地方銀行と取引をするよりは、都市銀行と地方銀行を取引をするほうがリスクは分散されます。一般には、同時に破綻することがないような、関連性の低い金融機関を選択すべきでしょう。
Q.各金融機関の預金残高を保護範囲内になるようにしていますか？	はい	いいえ	極端に預金口座が大きくなっている金融機関があれば、他の金融機関の預金口座に移したほうが良いでしょう。診療報酬の振込みなど同時入金がある場合は、自動的に各金融機関の口座に振り分けるサービスもあります。

(3) 相殺規定を設定していますか？

同じ金融機関に預金と借金の両方があれば、預金で借金を相殺することが可能です。ただし、預金契約に相殺規程が入っていないければなりません。下記の質問表で自分の回答に を付けてみましょう。

質問	良い回答	悪い回答	対策・アクション
Q. 預金契約の定款の中に預金と借金を相殺する規定があるかどうかを確認していますか？	はい	いいえ	普通預金などの満期のない預金で相殺規定がない場合、預金者のほうから規定の申し込みをする事が出来ます。確認して、規定がない場合は申し込みましょう。
Q. 定期預金などの満期がある預金の契約の中に相殺規定が入っているかどうかを確認していますか？	はい	いいえ	定期預金などの満期のある預金で相殺規定がない場合、預金者のほうから相殺規定を申し込む事は出来ません。新規の定期預金の場合は相殺規定の確認をしましょう。
Q. 相殺規定がある場合、預金と借金の額のバランスを取っていますか？	はい	いいえ	相殺規定の確認ができたなら、預金と借金の額のバランスを取りましょう。預金と借金を相殺した後に残る預金残高が1,000万円以内になるのなら、全額保護されます。借金がある場合は、預金で相殺できるように預金を各銀行で振り分けましょう。

(4) 手元資金を確保していますか？

取引金融機関が破綻すると、預金口座が凍結したり、融資の話が流れたりします。短期的に資金繰りに困らないように、ある程度の手元資金を確保しておく必要があります。下記の質問表で自分の回答に を付けてみましょう。

質問	良い回答	悪い回答	対策・アクション
Q.1 つの金融機関が破綻しても、短期資金に困らない程度の元預金をいくつかの金融機関などに持っていますか？	はい	いいえ	どの金融機関が破綻しても、短期の資金繰りに困らないように、いくつかの金融機関または手元に十分な現預金を持っておきましょう。
Q.金融機関の破綻とは関係なく、短期の資金繰りのための資産を持っていますか？	はい	いいえ	換金性が高く、比較的安全な資産があれば、金融機関破綻時に不足する短期の資金をカバーする事が出来ます。
Q.キャッシュフロー管理を行っていますか？	はい	いいえ	日常的にキャッシュの管理を行いましょう。日常的に資金不足に近い状態であれば、金融機関破綻時に資金ショートを起こす可能性が高くなります。キャッシュフローの管理を含めた経営管理の詳細は日医総研から出している「医療機関経営ハンドブック」を参照する事をお勧めします。

(5) バックアップのための金融機関を確保していますか？

主要な取引金融機関が破綻したとき、全く新しく取引金融機関を見つけるのは困難です。非常時に融資をしてくれる第3の金融機関または金融サービスを用意しておくことができれば安心です。下記の質問表で自分の回答に を付けてみましょう。

質問	良い回答	悪い回答	対策・アクション
Q.主要取引銀行破綻時に短期融資に応じてくれるなど資金的にバックアップしてくれる金融機関を持っていますか？	はい	いいえ	現状で取引をしていない金融機関にバックアップを約束してもらう事は非常に困難ですが、日ごろから小さい取引をしておく、融資条件を事前にチェックしておくなどの事前の対策は可能です。
Q.公的金融機関からの融資を検討した事がありますか？	はい	いいえ	必ずしも公的金融機関からの融資を受ける必要はありませんが、民間金融機関より安定している面があります。非常時に備えて、融資条件を事前にチェックしておきましょう。また、資金を部分的に公的金融機関から借り入れておくなども考えられます。
Q.コミットメントライン契約を検討した事がありますか？	はい	いいえ	コミットメントライン契約とは、金融機関とあらかじめ契約した期間・融資枠範囲内で請求すれば、銀行が融資する事を約束(コミット)する契約方法です。契約締結に際し、手数料がかかります。 1つの金融機関とだけこの契約を結ぶ相対型ではなく、複数行と結ぶ協調型にすると、ペイオフの対策の一環となります。協調型とは、主幹事行を中心に、複数の金融機関と1つのコミットメントライン契約を締結する方法です。